

令和4年度 第3回  
市川市国民健康保険運営協議会会議録

令和5年2月6日(月)  
午後1時30分～午後3時00分  
第1庁舎5階 第2委員会室

出席委員(五十音順)

秋本のり子委員	新井るり子委員	荒井令子委員	荒木詩郎委員	石井智子委員
石井広志委員	伊藤勝仁委員	木川 稔委員	栗林 隆委員	高坂 進委員
佐々木森雄委員	高木資郎委員	高橋佳子委員	戸田悦子委員	平川 誠委員
宮田邦子委員				

以上16名

#### ○事務局

定刻となりましたので会議をはじめます。会議に先立ち 3 点報告します。1 点目、本日は半数以上の委員の出席がありますので「市川市国民健康保険運営協議会規則」第 20 第 5 条第 2 項の規定により会議は成立します。2 点目、本協議会は「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」により原則公開とされています。本日は非公開とする議題がないことから全て公開となります。3 点目、本日の会議の傍聴者はありません。

それではこれより、令和 4 年度第 3 回市川市国民健康保険運営協議会をはじめます。次第 2 の諮問となります。

#### ○松丸副市長

市川市国民健康保険運営協議会 会長 栗林隆 様。市川市国民健康保険税条例の一部改正について。市川市国民健康保険税条例の一部改正に関して国民健康保険運営協議会の意見を伺いたく、市川市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定に基づき、諮問いたします。

市川市国民健康保険税の見直しについて。市川市国民健康保険税の見直しに関して国民健康保険運営協議会の意見を伺いたく、市川市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定に基づき、諮問いたします。

#### ○事務局

副市長よりご挨拶をいただきます。

#### ○松丸副市長

皆様こんにちは。改めまして副市長の松丸でございます。本来であれば、市長よりご挨拶させていただくところですが、都合によりまして、私より一言ご挨拶申し上げます。

令和 4 年度 第 3 回協議会にご出席をいただきありがとうございます。また、栗林会長はじめ、委員の皆様には、日頃より市政運営にご理解・ご協力いただき、改めて感謝申し上げます。

多くの市民が加入する国民健康保険を持続可能な医療保険制度とするための保険税の見直しについて、諮問させていただきました。

市民の皆様を取り巻く環境が厳しい中にありまして、ご負担の増を求める見直しとなりますが、将来にわたって市民の皆様方が安心して医療を受けられる体制を確保するための見直しとして、諮問をさせていただきます。

国民健康保険の収支は、支出額が収入額を大きく上回る大変厳しい、いわゆる赤字の状態が続いております。これはかなり深刻な問題と捉えており、今回の見直しをお願いする一つの理由であります。

それからもう一つ、現在、市町村の保険税は市町村ごとに定めていますが、近い将来、国の方針に基づき県内市町村の保険税水準の統一が見込まれております。ご案内の通り、市川市の保険税につきましては、ここ数年据え置きをさせていただいており、近隣各市と比べますと、税率・税額が低いと言われております。このため、県内の保険税水準が統一されると、急激な市民負担の増を求めることにもなってまいります。そういったことから、この急激な市民負担の増を回避しなければならないと考えております。

委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただき、この度、諮問をさせていただいた内容につきまして、ご審議くださいますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

次第3の議題となります。これより議事の進行を栗林会長にお願いします。

○栗林会長

市長から二つの諮問が出ておりますので、答申に向けた議論を始めたいと思います。委員の皆様には、それぞれのお立場から積極的なご意見等をいただければと思います。

議題1 市川市国民健康保険税条例の一部改正について、事務局に説明を求めます。

○矢部課長

資料1をご覧ください。

「1. 諮問事項」ですが、令和5年3月下旬に予定されております地方税法施行令の改正に伴い、後期高齢者支援金分の課税限度額を現行の20万円から22万円に引き上げるることについて、本協議会のご意見を伺うものです。

「2. 課税限度額の概要」ですが、社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険税負担は負担能力に応じた公平なものである必要がある。一方、納めた保険税の多寡にかかわらず、同じ内容の医療給付を受けることとなるため、受益との関連において無制限に負担することとなると、被保険者の納付意欲に与える影響が大きいことから、被保険者の保険税負担に一定の限度額が設けられているものです。

「3. 課税限度額引き上げの目的」ですが、高齢化の進展や医療の高度化に伴う医療費の増加が見込まれる一方、被保険者の所得が十分に伸びない状況下で税率の引き上げにより必要な収入を賄おうとすれば、課税限度額に達している、高所得者層の負担は変わらず中間所得者層を中心に負担を求めることとなります。賦課限度額の引き上げは、高所得者に応分の負担を求め、負担感が重いと言われる中間所得層の負担上昇をできる限り抑制することを目的としています。

「4. 改正の内容」ですが、後期高齢者支援金分の課税限度額を現行の20万円から2万円増の22万円に引き上げ、医療給付分と介護納付金分を合わせた課税限度額を現行の102万円から104万円に引き上げるものです。

「5. 課税限度額に到達する所得」ですが、課税限度額に到達する所得金額の一覧を改正前後で示しています。

「6. 改正による影響」ですが、課税限度額の引き上げにより、超過額到達世帯数は市内で83世帯減少する一方、保険税額はおよそ1200万円の増額となる見通しです。

「7. 近隣市との比較」ですが、船橋市、松戸市、柏市、浦安市は本市と同様に、令和5年4月1日からの課税限度額の引き上げを予定しています。

「8. 関係法令」ですが、条例改正の根拠となる法令等を記載しています。

次に、参考資料をご覧ください。後期高齢者医療制度は、原則75歳以上の方が加入する医療保険制度です。後期高齢者医療費は、5割が公費、4割が現役世代の医療保険からの支援金、1割が加入者の保険料で賄われています。本市国保では毎年25億円前後の支援金を負担しており、加入者1人当たりの支援金は増加の一途をたどっています。なお、令和4年度の支援金については、新型コロナによる受診控えにより、令和2年度の医療費が前年度から減少したことに伴って減少したものです。

説明は以上です。

○栗林会長

事務局の説明が終わりました。ご意見等のある方は挙手をお願いします。

○石井（智）委員

2万円というのは個人的にはそんなに大きな金額ではないと思いますが、例えば、自治会とかの会費で年間2,400円の集金をしますが、それを分割で払う方もいらっしゃいます。高齢者の方には2万円増はすごい負担感があるのではないかと思うのですが。

○矢部課長

今回2万円の負担増となる方は、1人世帯だと所得金額が1,513万、2人世帯だと1,464万円とかなりの高額所得を得ている世帯となりますので、支払いが困難になるということはあまり想定されないと考えています。

○戸田委員

現在、保険税の累積滞納額が31億円あります。これに対して令和3年度と4年度の赤字を合わせると30億円です。つまり、これを全額回収できれば赤字が埋まるわけです。このことから滞納されている方への対応が大変重要だと思います。市川市の国民健康保険の財政が大変であることをしっかり加入者の方々に説明して、滞納されている方には少しずつでもしっかり保険税を払っていただくよう市は更に努力してほしいです。

また、先日の説明で未納の保険税は5年で時効となってしまうことを聞きました。納めていなくても5年経てば納めていなかったことがなかったことになるわけです。これは非常におかしの制度ではないかと思えます。保険税を納めていない方は現在どのくらいいるのですか。また、保険税未納の方が医療を受けた際に窓口で支払う自己負担割合などに差はないのですか。

○矢部課長

未収金が31億円あるということは、私どもの努力が至らなかったところで、大変申し訳なく思っています。現在は、平成30年度に「赤字解消計画」を策定し、その中で未収金の対策に、全力を尽くしているところです。なお、平成27年度は未収金が60億ありましたが、特別徴収チームなどを編成して努力を続けた結果、現在、半分の31億円まで減らしたという経緯があります。

○事務局

現在の滞納者数は、概ね2万人となっております。2万人の中には、既に市外に転出された方や社保に移られた方が含まれています。保険税の時効に関しては、加入者間の税負担の公平性を確保するため、手紙や電話での催告を行うとともに、財産等のある方については差押などの強制徴収を行うことで、可能な限り時効とならないよう努めています。また、保険税が未納の場合でも、医療を受けた際の窓口での自己負担割合は通常の1割から3割の範囲となり、差はありません。

○高木委員

参考資料に後期高齢者支援金が令和5年度分は25億円ぐらいとありますが、私の健康保険組合は、お金を払う人が2,500人ぐらいですが、後期高齢者支援金は年間で4億円ほど払っています。市川市国保の1人3万円と比べると、当組合は16万円ぐらいです。従って、高所得の方には2万円ぐらい払

っていただきたいというのが私の本心です。

年間何百万円もする薬が出る又は保険適用になると、ますます保険料が増えていきます。ですから、高齢者をターゲットにした高額の新薬が出る場合などには、保険者側から意見等を言わせていただける機会ができないかと思っています。厚労省と製薬会社で何か決められたら、我々は言われるままに従わなくてはなりません。これでは、日本の皆保険制度は持たないと考えています。

○栗林会長

他にご意見等ございませんか。

それでは、今回の諮問に対しては、これまでの議論を踏まえますと賛成する意向であると理解しているところですが、改めて今回の諮問に対する当協議会の意見を確認したいと思います。

お諮りいたします。後期高齢者支援金分の課税限度額を 20 万円から 22 万円に改める「市川市国民健康保険税条例」の一部改正について、賛成する旨、答申することにご異議ございませんか。

○委員一同

異議なし

○栗林会長

ご異議なしと認めます。よって、当協議会といたしましては、今回の諮問に対し「賛成」する旨、答申することと決しました。なお、答申書の作成につきましては、会長一任とさせていただきます。次の議題に移ります。

○矢部課長

「議題 2 令和 5 年度市川市国民健康保険特別会計予算案について」ご説明します。資料 2-1 をご覧ください。

令和 5 年度の国民健康保険特別会計の予算総額は 407 億 5,900 万円で、前年度から 18 億 6,400 万円、4.8%の増となっています。

歳出の主な増額要因ですが、第 2 款保険給付費は、加入者の高齢化や医療の高度化に伴い、1 人あたりの保険給付費の増加が見込まれることから 15 億 4,000 万円、6.0%の増、第 3 款国民健康保険事業費納付金は、医療費のほか、高齢化の進展により後期高齢者支援金や介護納付金の増加が見込まれることから 3 億 1,600 万円、2.6%の増となっています。

歳入第 1 款国民健康保険税は、加入者の減少に伴い 5,400 万円、0.6%の減、第 8 款諸収入は、保険税滞納額の減少に伴う延滞金の減により 8,500 万円、29.6%の減、一方、第 4 款県支出金は、歳出第 2 款保険給付費の増額に伴い、財源となる普通交付金が増額となることから 15 億 3,300 万円、5.9%の増となっています。第 6 款繰入金のうち赤字補填分と基金繰入金は、保険税と延滞金の収入が減少する一方、国民健康保険事業費納付金が増加するため財源不足額が更に拡大し、実質赤字額は 4 億 7,300 万円、34%増の 18 億 6,500 万円となっています。

国民健康保険財政調整基金をご覧ください。令和 4 年度に基金を 6 億円積み増すことから、令和 4 年度末の基金保有額は 9 億 4,000 万円の見込みですが、令和 5 年度予算編成にあたり、ほぼ全額を取り崩す必要があったことから、令和 5 年度末には基金が枯渇する見込みとなっています。

資料 2-2 をご覧ください。左側の表は、国民健康保険加入世帯の所得階層を表しています。国民健康保険の加入者は、年金生活者や非正規雇用の労働者など、高齢者や収入状況が不安定な方が多い一

方、所得の高い自営業者やフリーランスの方などもおり、所得階層に大きな幅があるのが特徴となっています。右側上段の表をご覧ください。国民健康保険では、低所得世帯に対して均等割並びに平等割を7割、5割、2割軽減する制度を設けています。令和5年度は、加入世帯の半数強が軽減対象世帯になる見通しです。右側中段の表をご覧ください。一方、高所得世帯に対しては、保険税が青天井とならないよう課税限度額が設定されています。令和5年度は後期高齢者支援金分の課税限度額が引き上げられる予定ですが、新たな課税限度額に達する世帯は、医療分で1,534世帯などとなっており、加入世帯に占める割合は2%程度と見込んでいます。説明は以上です。

○栗林会長

事務局からの説明が終わりました。私から質問ですが、令和5年度の予算の特徴を2,3挙げてください。

○事務局

国民健康保険の加入者は、毎年数千人単位で減少していますので、通常であれば保険給付費も減になるところですが、5年度については15億円の増となっています。加入者の高齢化や医療の高度化により1人あたりの医療費が年々増加している状況が色濃く出ています。また、国民健康保険事業費納付金も年々増加していますが、これについては、先ほど高木委員からもご意見がありました。市では全国市長会を通じて、医療費の適正化や国民健康保険制度の抜本的な改革を国（厚生労働省）に要望しています。このほか、歳入では滞納保険税の減少に伴い、延滞金が減少しています。

○栗林会長

国民健康保険財政調整基金について、もう少し説明をお願いします。

○事務局

財政調整基金は通常、決算余剰金を積み立てるとともに、例えばインフルエンザが流行して臨時的に多くの支出が発生した際には、基金を取り崩してこれに充てるなど、年度間の財政調整機能を担うものです。

市川市では保険税引上げに際して、基金を取り崩して市民負担の増を緩和することを目的にここ数年、毎年数億円の基金を積み立ててきましたが、赤字決算を防止するため、やむなく、毎年、数億円を取り崩しています。

令和5年度は予算編成段階で、基金のほぼ全額を取り崩さざるを得ない状況となったため、5年度末には枯渇する見通しとなっています。

○栗林会長

他にご意見等ございませんか。次の議題に移ります。

○矢部課長

「議題3 市川市国民健康保険税の見直しについて」ご説明します。資料3をご覧ください。

1 ページは、保険税見直しに至る経緯、理由になっています。以下、青の太字で記載している部分について、データや詳細な内容についてご説明します。

2 ページ「①加入者の高齢化」ですが、本市では60歳から74歳の方が約半数を占めています。左下

には、令和4年10月分の年代別保険給付費の状況を掲載しています。60歳以上が保険給付費全体の7割を占めており、1人あたりの保険給付費でも40歳から59歳の2倍、20歳から39歳の4.7倍となっています。次に「②1人あたりの保険給付費の推移」ですが、右肩上がりとなっており、令和3年度は約30万円となっています。右下には参考として、1人あたりの医療給付分の保険税を掲載しています。医療費増加にも関わらず、本市では税率を据え置いているため、ほぼ横ばいで推移しています。

3ページ「③保険税収納率の推移」ですが、令和3年度全体の収納率は72.1%で平成27年度から約9ポイント向上しています。左下には「保険税の滞納額と欠損額の推移」を掲載しています。現在、滞納額は31億円、平成27年度と比べ半減しています。次に「④ジェネリック医薬品使用率の推移」ですが、令和3年度の使用率は80.1%、平成27年度と比べ25.8ポイント向上しています。「⑤特定健康診査受診率の推移」ですが、本市では受診勧奨などの取り組みにより県や全国平均を上回る受診率となっています。

4ページ「⑥特定保健指導実施率の推移」ですが、本市の実施率は近年伸び悩んでおり、実施率の向上が課題となっています。左下には、特定健康特定健診受診者に対する保健指導の対象率を掲載しています。本市は県や全国の平均と比べて非常に低い水準となっています。次に「⑦加入者の推移」ですが、平成27年度から令和3年度にかけて年平均で4,000人超の減少となっており、今後も毎年5,000人以上の減少が見込まれています。

5ページ「⑧後期高齢者支援金の推移」及び「⑨介護納付金の推移」ですが、1人あたりの支援金や納付金は高齢化の進展により金額は上昇、一方、加入者の負担額は税率を据え置いているため横ばいで推移しています。納付額と負担額との乖離は年々拡大しており、急速な財政悪化の一因となっています。

6ページ「⑩国民健康保険の赤字状況」ですが、平成30年度の国保制度改革によって一旦赤字額が減少しましたが、ここ数年の急速な収支悪化により赤字額が拡大しています。この赤字額は累積赤字ではなく、毎年度の赤字額となっています。毎年これだけの赤字が発生しており、その都度、一般会計からの法定外繰入金や基金の取り崩しによって、赤字補填、穴埋めを行っている状況です。左下には、基金残高の推移を掲載しています。「⑪保険税率の引き上げ内容と効果」ですが、今回の見直しでは、現在の単年度あたりの赤字額の半分の解消を図るため、約7億円の引上げを計画しています。加入者1人あたりの引上額は年間およそ8,000円、引上率は7%を見込んでいます。右下には、段階的な赤字解消のイメージ図を掲載しています。赤字14億円について、まずは令和6年度に半分の7億円を解消し、令和8年度以降、再度保険税を引上げ、段階的な赤字解消を図るものです。

7ページをお願いします。この表は、近隣市の保険税概算額の推移を表したものです。単身の年金生活者、年金生活の夫婦世帯、40代共稼ぎ夫婦と子供1人の世帯をモデルケースとしています。モデルケース1では、市川市は平成27年度から保険税率を据え置いていますので、令和5年度まで年間保険税額は4万3,200円となっています。一方、千葉市は毎年保険料率の見直しを行い、令和4年度は5万5,600円、船橋市は概ね1年おきに保険料率の見直しを行い、令和4年度は4万8,600円、松戸市は長年保険料率を据え置いてきましたが、令和4年度に見直しを行い4万9,000円、柏市は近年1年おきに見直しを行い、令和4年度は4万7,200円となっています。

説明は以上です。

○栗林会長

事務局からの説明が終わりました。ご意見等のある方は挙手をお願いします。

○高坂委員

市川市の国保はこれまで、頑張って保険税の引上げをしてこなかったことはよくわかりました。しかし、現年分の保険税収納率が90%で、滞納分の収納率が20%というところに着目してほしい。現在の国保は、保険税を一度でも滞納したら払えないという、それだけ厳しい保険税になっていることを考える必要がある。滞納者には短期保険証を発行していますが、どのくらいの世帯に対して発行しているのか。それと通常の保険証は期間が一年だが、短期保険証書は半年。短期保険証を取りに来ず、保険証を持っていない世帯はどのくらいあるのか。

○事務局

令和3年度決算の数値となりますが、短期保険証の該当世帯は3,686世帯。このうち短期保険証を取りに来なかった世帯は1,078世帯となっています。

○高坂委員

国保は国民皆保険制度の最後の砦と言われているが、実際1,000世帯以上の方が半年間、保険証を持たないで生活しているわけです。これ以上保険税を引上げたら払えないという人がたくさんいる。そのような中で、なぜこのような引上げ案が出てくるのかなと思う。資料で3つのモデルケースが出ていたが、ケース3の世帯年収480万円というのは、どの程度いるのか。

○事務局

世帯年収が480万円の場合、所得では340万円となりますが、この所得階層の方は加入者の8.7%となっています。また、この所得階層以上の世帯は、26.7%となっています。

○高坂委員

国民健康保険は給与所得者を対象にしたものではない。自営業者や農家が主な対象者なのに、なぜ資料に給与所得者が出てくるのか、現実的ではない資料だとおもう。もう一つ聞くが、例えば4人家族で生活保護になる世帯所得の基準はいくらか。その基準所得で生活保護世帯でない場合、保険税はいくらになるのか。

○事務局

今、手元に資料がないのでお答えできません。

○高坂委員

簡単に言えば、生活保護基準の所得世帯の人でも、生活保護でなければ保険税がかかるということです。このような現実を見たうえで、保険税の引上げについて考えてほしい。それともう一つ、コロナの状況や物価高がこの先どうなるかわからない。もっとひどい状況になるかもしれない。そういう時期になぜ保険税を引上げるのかということも含めて考えて欲しい。

○栗林会長

他にご意見のある方、どうぞ。

○荒木委員

いろいろなお話がありましたが、お金は空から降ってくるわけではありませんので、どこかで支えていかなければならないと思います。今、社会構造が大きく変化をしており、少子高齢化が進んでいます。そうした中で、家族構成も大きく変化しています。また、働き方改革が叫ばれていて、それ自体も変化している。給与所得者のあり方も変化をしている。専業主婦はどんどん減ってきており、男女共同参画社会に入ったということで、今の租税制度、或いは社会保険制度そのものを抜本的に改革していかなければいけない時期に来ています。いま国の方で一生懸命これに取り組んでいますが、先ほど話があったように、制度改革が必要だと言うことを市も県も国の方に働きかけていく必要があると思います。保険料引上げは、高坂委員からも話がありましたが、無理があるというのは確かだと思います。都道府県単位で保険税水準が統一されると言われておりますが、もっと抜本的な改革が私は必要だと思います。そうした苦しい中ではありますが、持続可能な制度という部分で当面の制度を考えた場合に、市川市ではこの程度の保険税の引き上げをするということは、私はやむを得ないと考えております。

○栗林会長

他にご意見のある方、どうぞ。

○木川委員

国保の財政状況ですが、収支改善の取り組みの努力を超える悪化要因があるのだと思います。加入者の減少や高齢化による医療費の増。このことから、ある程度引き上げることは致し方ないと思います。前回の会議で、この時期に引き上げていいのかという話をしましたが、今回の資料を見て、そのような疑問が残るにしても、何かしら手を打たないといけないことだと思います。ただ、国からは赤字繰入の解消が求められているのですから、その部分を対象として、もう少し余裕をもって段階的に赤字解消をした方がいいのではないかと思います。また、今後の引上げは、まず応益部分の均等割、平等割を見直していくべきではないかと思います。低所得者には軽減制度があり、軽減された部分は公費で補填されるわけですから、まずは、そちらの補填をしたうえで、その後、応能部分の見直しをするべきだと思います。

○栗林会長

様々なご意見があり議論が尽きないところですが、このあたりで本諮問に対する当協議会としての賛否をまとめたいと思います。それでは、「市川市 国民健康保険 運営協議会 規則」第5条・第3項の規定に基づきまして、採決を行います。諮問「市川市国民健康保険税の見直し」について賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手) 賛成13、反対3

賛成多数であります。よって、当協議会として、今回の諮問に対し、賛成する旨、答申することと決しました。なお、答申書の作成につきましては、会長一任とさせていただきます。

次の議題に移ります。本日、その他の議題はありますか。

○事務局

本日、その他の議題はありません。

○栗林会長

それでは、これをもって「令和4年度 第3回 市川市国民健康保険運営協議会」を終了いたします。

令和 5 年 3 月 10 日

市川市国民健康保険運営協議会

会長 栗林 隆